

# 生前贈与加算の期間延長

## 背景・目的

高齢化に伴い、老老相続が増加する等、若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代の保有する資産を早いタイミングで若年世代に移転することで、経済の活性化を促していく。

## 税制措置の内容

項目	内容	
改正項目①	相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間を3年から7年に延長する。	
①の適用時期	令和6年1月1日～	左記日付以降、贈与により取得する財産に係る相続税について適用。
	令和13年1月1日～	7年全てが加算となるのは、令和13年1月1日以降に開始した相続。
改正項目②	延長した4年間の贈与については、合計100万円まで加算対象とならない。	
②の適用時期	令和6年1月1日～	左記日付以降に贈与した財産で、3年を超えて相続開始（令和9年1月1日以降に相続発生）した場合に影響を受けることとなる。 ※令和5年12月31日までの贈与により取得した財産については、相続開始前3年内加算のままとなる。

■ 相続税と贈与税の一体化（相続財産に取り込まれる）

